

関係法令抜粋（未判定外来生物について）

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）

第四章 未判定外来生物

（輸入の届出）

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

（判定）

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

（輸入の制限）

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（抜粋）

（未判定外来生物）

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

（未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出）

第二十九条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

（1） 本来の生息地又は生育地の分布状況

（2） 文献その他の根拠を示す資料

ニ その他既に入手している情報であって提出が可能なもの

外来生物法の概要



法律の目的

- 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針（基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト）

特定外来生物

- ・飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止

（大臣の許可が必要）

- ・許可者以外は輸入禁止

- ・許可者以外への譲渡禁止

- ・野外への放出等の禁止

（大臣の許可が必要）

アカミミガメ・アメリカザリガニ（検討中）

販売・頒布等目的の飼養等

販売・頒布等目的の譲渡し等

輸入、放出等のみ禁止

- ・国、都道府県（共同実施の市区町村を含む）は公示して防除を実施
- ・市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・付着等の疑いのある物品や土地等の検査
- ・付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- ・事業者がとるべき措置の対処指針の策定

未判定外来生物

- ・輸入者に届出義務
- ・判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

指定されない生物

規制なし

※特定外来生物等に該当しない生物は、輸入時に種類名証明書の添付が必要

判定

その他：

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・生息調査のための立入調査
- ・許可者への報告徴収及び立入検査
- ・情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令